

相模原市 地方税・森林環境税事務 基礎項目評価書及び全項目評価書の 概要について

【問い合わせ先】相模原市 財政局 市民税課、資産税課

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042 (769) 8221 (市民税課)

042 (769) 8223 (資産税課)

特定個人情報保護評価書は、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）をコンピュータなどでの電子的な記録（以下「ファイル」という。）で保有する場合のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

I 基本情報

◆事務の内容（地方税・森林環境税事務）

地方税・森林環境税事務は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、相模原市市税条例等の法令に基づき、個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び事業所税について賦課決定するものです。また、これらの税目の賦課決定事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱うこととしています。

◆事務において使用するシステム※

※システムとはコンピュータを利用して、情報を電子的に取扱う仕組みのことです。

※下線太字が今回の変更に伴い追加した項目です。

（１）課税システム

地方税及び森林環境税の課税の根本となるもので、所得等を含めた個人住民税、森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び事業所税の情報を全て保有・管理するシステムです。

（２）国税連携システム（eLTAX）

税務署に申告された所得税確定申告書データを受領するほか、税務署等からの税務照会情報の受領と回答を行うシステムです。

（３）審査システム（eLTAX）

給与・公的年金等の支払をする者から電子データとして提出された給与支払報告書、公的年金等支払報告書等、償却資産の所有者から償却資産申告書等、事業所税の納税義務者から事業所税の申告書等を受領するシステムです。

（４）中間サーバー

情報提供ネットワークシステムと相模原市のシステムをつなぐシステムです。

（５）中間サーバーコネクタ

各システムと中間サーバーの連携の中継及び連携に使用する団体内統合宛名番号を管理するシステムです。

（６）住民基本台帳ネットワークシステム

居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムです。

（７）サービス検索・電子申請機能

自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能です。

(8) 通知IFS (eLTAX)

地方税に係る各種通知に関して、電子による受け取りを、地方公共団体に対して希望または取消を希望する者が、通知ポータル (eLTAX) を介してやりとりをするためのシステムです。

(9) 地方税外部連携システム (eLTAX)

団体間で連携するデータや国税庁から受信したデータを地方税ポータルセンタに一定期間保管し、地方団体が参照及びダウンロードすることができるシステムです。

◆保有する特定個人情報ファイル

- (1) 個人住民税課税情報ファイル
- (2) 個人住民税課税情報ファイル (eLTAX)
- (3) 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル
- (4) 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル (eLTAX)
- (5) 軽自動車税課税情報ファイル
- (6) 軽自動車税課税情報ファイル (eLTAX)
- (7) 事業所税課税情報ファイル
- (8) 事業所税課税情報ファイル (eLTAX)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

ファイル名	(1) 個人住民税課税情報ファイル	(2) 個人住民税課税情報ファイル (eLTAX)
対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満	
対象となる 本人の範囲	賦課期日（1月1日）時点で本市に住所を有する個人、または本市に住所はないが事務所・事業所を有する個人で、所得にかかる各種申告書等（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等）の提出がある者及びその被扶養者	国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）により課税資料を受理した者及びその被扶養者
必要性	個人住民税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要なため。	
主な記録項目	個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本 <u>5</u> 情報（氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報、国税関係情報、地方税関係情報等	個人番号、基本 <u>5</u> 情報（氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、国税関係情報、地方税関係情報等
事務担当部署	市民税課	
	緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター（大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林）※出張所・連絡所含む	
保有開始	平成29年3月	平成30年1月
使用開始	平成29年3月1日	平成30年1月4日

委託の有無	有	有
委託内容	① 課税システム開発・保守・運用 ② 中間サーバーコネクタの開発・保守・運用 ③ 市民税・県民税入力データ作成業務委託 ④ 市民税・県民税申告書受付及び所得税確定申告受付業務委託 ⑤ 市民税・県民税課税事務等業務委託 ⑥ 市民税・県民税申告書作成業務委託	① 市民税・県民税入力データ作成業務委託
提供・移転の有無 (提供・移転先)	提供 有 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者(厚生労働省、都道府県知事、市町村長等の他機関)等) 移転 有(本市庁内の他部署)	提供 有 (国税庁長官、都道府県知事、市区町村長、特別徴収義務者、年金保険者、地方税共同機構) 移転 無
システム機器の 設置場所	入退室管理されたデータセンター内	

ファイル名	(3) 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル	(4) 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル (eLTAX)
対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満	<u>10万人以上100万人未満</u>
対象となる 本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者	審査システム (eLTAX) により申告・申請・届出をした者、 <u>国税連携システム (eLTAX) により、国税庁・税務署から照会があった者、通知 IFS (eLTAX) により納税通知書等の電子送付の希望申請をした者、地方税外部連携システム (eLTAX) により、他地方団体から照会があった者</u>
必要性	固定資産税・都市計画税の公平・公正な課税を行うため及び申告・申請・届出・ <u>照会対象者を正確に特定する</u> にあたり特定個人情報が必要なため。	
主な記録項目	個人番号、その他識別情報 (内部番号)、基本 <u>5</u> 情報 (氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所)、連絡先 (電話番号等)、地方税関係情報等	個人番号、基本 <u>5</u> 情報 (氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所)、連絡先 (電話番号等)、地方税関係情報等
事務担当部署	資産税課	
	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX 推進課、まちづくりセンター (城山、津久井、相模湖、藤野)	
保有開始	平成29年3月	平成30年1月
使用開始	平成29年3月1日	平成30年1月4日
委託の有無 委託内容	有 ① 課税システム開発・保守・運用 ② 中間サーバーコネクタの開発・保守・運用 ③ 申告書 (償却資産) のデータパンチ	無
提供・移転の有無 (提供・移転先)	提供 無 移転 有 (本市庁内の他部署)	提供 有 (地方税共同機構、 <u>国税庁長官、都道府県知事、市区町村長</u>) 移転 無
システム機器の 設置場所	入退室管理されたデータセンター内	

ファイル名	(5) 軽自動車税課税情報ファイル	(6) <u>軽自動車税課税情報ファイル</u> <u>(eLTAX)</u>
対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満	<u>10万人以上100万人未満</u>
対象となる 本人の範囲	本市内に軽自動車等の主たる定地場 を有する者(過去に本市内に軽自動車 等の主たる定地場を有していた者を 含む)	<u>国税連携システム (eLTAX) により、 国税庁・税務署から照会があった者、 通知 IFS (eLTAX) により納税通知書 等の電子送付の希望申請した者、地方 税外部連携システム (eLTAX) により、 他地方団体から照会があった者</u>
必要性	軽自動車税の課税対象者及び申請・照会対象者等を正確に特定し、公平、公正 な課税を行うにあたり特定個人情報が必要なため。	
主な記録項目	個人番号、その他識別情報（内部番 号）、基本 <u>5</u> 情報（氏名、 <u>氏名の振り 仮名</u> 、性別、生年月日、住所）、連絡 先(電話番号等)、地方税関係情報 等	<u>個人番号、基本5情報（氏名、氏名の 振り仮名、性別、生年月日、住所）、連 絡先（電話番号等）、地方税情報</u>
事務担当部署	市民税課、緑市税事務所、南市税事務 所、DX 推進課、まちづくりセンター （城山、津久井、相模湖、藤野）	<u>市民税課</u>
保有開始	平成29年3月	<u>令和9年5月1日</u>
使用開始	平成29年3月1日	<u>令和9年5月1日</u>
委託の有無	有	無
委託内容	① 課税システムの開発・保守・運用 ② 中間サーバーコネクタの開発・保 守・運用	
提供・移転の有無	提供 無 移転 無	<u>提供 有（国税庁長官、都道府県知事、 市区町村長）</u> 移転 無
システム機器の 設置場所	入退室管理されたデータセンター内	

ファイル名	(7) 事業所税課税情報ファイル	(8) 事業所税課税情報ファイル (eLTAX)
対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満	
対象となる 本人の範囲	個人の事業所税の申告納付期限（3月15日）まで又は随時の申告書等（事業所税申告書（期限後及び修正申告を含む）、減免申請書、更正の請求書等）の提出があった者	
必要性	事業所税の納税義務者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要なため	
主な記録項目	個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本5情報（氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、地方税関係情報	個人番号、基本5情報（氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> 、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、地方税関係情報
事務担当部署	市民税課	
	緑市税事務所、南市税事務所、DX 推進課、まちづくりセンター（城山、津久井、相模湖、藤野）	
保有開始	平成29年3月	平成30年1月
使用開始	平成29年3月1日	平成30年1月4日
委託の有無 委託内容	有 ① 課税システム開発・保守・運用 ② 中間サーバーコネクタの開発・保守・運用	無
提供・移転の有無 （提供・移転先）	提供 無 移転 無	提供 有（ <u>地方税共同機構、国税庁長官、都道府県知事、市区町村長</u> ） 移転 無
システム機器の 設置場所	入退室管理されたデータセンター内	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ファイル名	課税情報ファイル（個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税）	課税情報ファイル（eLTAX）（個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税）
特定個人情報の入手に係るリスク対策	・窓口での本人確認、チェックの徹底、記入例等の案内の整備 ・システムへのアクセス制限	・定められた方法で必要な情報のみ入手する仕組みの構築 ・システムへのアクセス制限
特定個人情報の使用に係るリスク対策	・権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築（ＩＤ・パスワード等） ・パスワードの定期的な更新 ・システム操作のログ取得、確認 ・ファイル使用者への研修、指導の徹底	・権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築（ＩＤ・パスワード） ・パスワードの定期的な更新 ・システム操作のログ取得、確認 ・ファイル使用者への研修、指導の徹底
特定個人情報の取扱いの委託に係るリスク対策	・個人情報の取扱いについての事項を契約書に定め、徹底させる。 ・システム操作の記録、確認	・個人情報の取扱いについての事項を契約書に定め、徹底させる。 ・システム操作の記録、確認
特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策	・提供・移転するデータの作成日時等処理内容の記録 ・定められた依頼方法、システムでのみ情報提供を行う。	・提供・移転するデータの作成日時等処理内容の記録 ・定められた手順、システムでのみ情報提供を行う。
情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策	・必要な情報のみ情報提供する仕組みの構築 ・関係者以外へのアクセス制限 ・操作内容の記録	(接続なし)
特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策	・データセンターへの保管 ・保存年限を経過したデータの消去	

Ⅳ その他のリスク対策

- ・課内で内部点検計画を作成し、計画に則った自己点検の実施。
- ・監査計画を立案し、それに基づく監査の実施。
- ・新規採用者・配属者だけでなく、既所属者に対しても毎年セキュリティ研修を実施。

Ⅴ 開示請求・問合せ

◆特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先

相模原市 行政資料コーナー

相模原市中央区中央 2-11-15

電話 042-769-8331

◆特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

相模原市 財政局 市民税課、資産税課

相模原市中央区中央 2-11-15

042-769-8221（市民税課）、042-769-8223（資産税課）

Ⅵ 評価実施手続

◆住民等からの意見の聴取

方法：パブリックコメント手続きに準じて行う。

実施期間：令和8年8月15日～令和8年9月14日

◆第三者点検

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問